

医療法人社団愛友会 あげお愛友の里 居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第 01 条 医療法人社団愛友会が開設するあげお愛友の里居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 02 条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業を行う。
- (2) 事業に実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて利用者の選択に基づき、保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される居宅サービスが特定の種類、又は特定の居宅サービス事業に不当に偏することのないよう公平中立に行う。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第 03 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 あげお愛友の里 居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 埼玉県上尾市大字西門前字南前 636 番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 04 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。自らも居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 4 名以上（うち 1 名管理者と兼務）
介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に当たる。

常時、主任介護支援専門員を含む常勤かつ専従の介護支援専門員を 4 名以上配置する。

(営業日及び営業時間)

第 05 条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し、祝祭日、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

但し、緊急時においては営業時間外であっても電話等により 24 時間連絡可能な体制を整えるものとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料の額)

第 06 条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める介護報酬の告示上の額とする。

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| (1) 利用者の相談を受ける場所 | あげお愛友の里 1 階相談室・会議室
(必要に応じて居宅訪問) |
| (2) 使用する課題分析の種類 | アセスメント表 I・II (CAPS) |
| (3) サービス担当者会議の開催場所 | あげお愛友の里 1 階相談室・会議室
(必要に応じて居宅訪問) |
| (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 月 1 回以上 |
| (5) モニタリングの結果記録 | 月 1 回以上 |
| (6) 居宅サービス計画原案の作成 | |

居宅サービス計画の作成にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

加えて、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前 6 月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前 6 月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 07 条 通常の事業の実施地域は、上尾市上平地区（上・久保・西門前・南・菅谷・須ヶ谷・錦町・上平中央）とする。

(事故発生時の対応)

第 8 条 介護支援専門員等は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第 9 条

- (1) 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第 4 項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (3) 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- (4) 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体会連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 10 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生または再発を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待を防止するための指針の整備、研修（年 1 回以上）の実施をする。
- (2) 委員会を設置し、虐待等の発生の防止・早期発見・再発の防止のための対策を検討する。またその結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (3) 上記設置を適切に実施するための担当者を置く。
- (4) 虐待が疑われる事項が発生した場合は、その利用者の地区を担当する地域包括支援センターと市町村に速やかに連絡し、適切な対応をする。

（業務継続計画の策定等）

第 11 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- （1） 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- （2） 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第 12 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- （2） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- （3） 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（身体拘束）

第 13 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（個人情報の保護）

第 14 条 事業者は、利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が知り得た利用者及び家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(ハラスメント対策)

第 15 条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の従業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する事項)

第 16 条 事業者は、従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所・施設内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低 5 年間は保持するものとする。

5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団愛友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 11 年 10 月 01 日から施行する。

この規定は、平成 18 年 10 月 11 日に改定する。

この規定は、平成 21 年 03 月 11 日に改定する。

この規定は、平成 24 年 04 月 01 日に改定する。

この規定は、平成 25 年 11 月 11 日に改定する。

この規定は、平成 27 年 08 月 01 日に改定する。

この規定は、平成 28 年 02 月 01 日に改定する。

この規定は、令和 3 年 04 月 01 日に改定する。

この規定は、令和 5 年 04 月 01 日に改定する。

この規定は、令和 6 年 04 月 01 日に改定する。